



本社 大阪市阿倍野区長池町22-22 〒545-8522 URL http://www.sharp.co.jp/

(コード番号 6753)

News Release

2007年4月25日

当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)について

当社は、平成18年4月26日開催の取締役会において、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株券等の大量買付行為に関する対応プラン(以下、「原プラン」といいます。)の導入を決定し、同日付の当社プレスリリースで公表し、平成18年6月22日開催の当社第112期定時株主総会で選任された取締役から構成された取締役会で原プランの採用継続を決定しました。

その後、当社取締役会は、会社法の施行や証券取引法の改正等を踏まえ、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、原プランについて更なる検討を進めてまいりましたが、平成19年4月25日の当社取締役会において、買収防衛策については、株主の皆様のご意思を確認させていただいた上で導入することとし、これに伴い原プランを平成19年6月22日開催予定の当社第113期定時株主総会終結の時をもって廃止し、同株主総会における株主の皆様の承認を条件として、別紙のとおり改めて当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(以下、「本プラン」といいます。)を採用することを決定しましたので、お知らせいたします。

当社第113期定時株主総会における株主の皆様の承認が得られた場合、本プランは、かかる承認があった日から発効することとし、その後、毎年の定時株主総会において継続の可否をお諮りさせていただく予定にしております。

本プランは、あくまで当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであり、当社株式の大量買付者に対して、その買付目的や方法、買付対価の種類・算定根拠等の内容など、十分な情報提供と、適切な評価期間を要請することにより、株主の皆様が適切な状況判断を行えるようにするために原プランと同様の「大量買付ルール」を定めるものです。大量買付行為そのものを阻害したり、大量買付に応じるか否かについての株主の皆様の機会を奪うものではありません。

なお、平成19年4月25日現在において、当社株式の大量買付行為の具体的な提案はなされておりません。

当社株式の大量買付行為に関する対応プラン (買収防衛策)

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社グループの買収を企図した当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると考えております。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主の皆様に強要するおそれのあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうといった、不適切なものもあり得ます。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となりますが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もあります。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となります。

そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務 及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、仮に不適切な大量 買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考え ております。

■ 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する 特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記Ⅲ. で記載するもののほか、以下の取り組みを行っております。

1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、垂直統合ビジネスモデルの強みを活かし、先進の独自デバイスを基盤とした特長商品を創出することによって、常に企業価値の向上に努めると共に、社会への貢献を果たしてまいりました。

今後も当社グループは、コアコンピタンスである液晶を中心に、一層の技術開発は もとより生産体制の拡充やコスト競争力の向上に努め、液晶カラーテレビをはじめとす る液晶応用商品をグローバルに展開することが、「価値あるオンリーワン企業」として、 当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながる と考えております。

また、当社グループは、地球環境保全への取り組みを中期的な経営課題と位置づけ、 創エネと省エネの技術を核に、2010年度までに「地球温暖化負荷ゼロ企業」になることを 企業ビジョンとしております。今後も、クリーンエネルギーの太陽電池や環境に配慮した商品の拡充に注力すると共に、あらゆる生産活動において環境負荷低減に取り組み、 業容の拡大と環境保全との両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、増配などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元に努めてまいります。

<u>Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み</u>

1. 当社株式の大量買付行為に関する対応プランの必要性

当社グループの事業範囲は、AV・通信機器、電化機器、情報機器、LSI、液晶、その他電子部品等と広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっております。従って、社外の大量買付者からの提案を受けた株主の皆様が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性、デバイスと商品間の技術シナジーなどを適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われます。

そこで当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ^(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下では、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、そのような大量買付行為を行う者を「大量買付者」といいます。)が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致すると考えます。

従って、以下に定める大量買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」といいます。)を設定し、大量買付者には大量買付ルールの遵守を求めます。また、当社取締役会は、適宜適切な情報開示を行いつつ、社外の有識者と社外監査役で構成される特別委員会〔別添3 ご参照〕の助言・勧告を踏まえ、以下の事項を含む相当な対応を行うことをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。(Ⅲ. に記載した当社株式の大量買付行為に関する対応プランを以下、「本プラン」といいます。)

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。)及びその共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)、又は当社の株券等(証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(証券取引法第27条の2第1項に規定する関付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

2. 本プランの内容

(1) 大量買付ルールの設定

大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始するというものであり、具体的には以下のとおりです。

- ①大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報(以下、「大量買付情報」といいます。)を提供していただきます。大量買付情報の内容は、大量買付行為の内容によって異なるため、大量買付者が、大量買付行為を行おうとする場合に、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面(以下、「大量買付ルール遵守表明書」といいます。)を提出していただきます。
- ②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初 提供していただくべき大量買付情報(下記に例示しておりますが、これに限定 されるものではありません。)のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該 リスト記載の情報を当社に提供していただくこととします。なお、当初提供して いただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な 情報が揃うまで当該大量買付者に対して追加の情報提供を求めます。
 - (a) 大量買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、事業内容、 財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業に ついての経験等を含みます。)
 - (b) 買付目的、方法及び内容(買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、 買付時期、取引の仕組み等を含みます。)
 - (c) 大量買付者に対する資金提供者の概要(具体的名称、資本構成等を含みます。)
 - (d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な 中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策
 - (e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、 ブランド等の活用施策及びその根拠
 - (f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー (顧客、取引先、 従業員、地域社会等) の処遇の変更の有無及びその内容

大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報は、 当社株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断 する時点で、その全部又は一部を開示いたします。

③次に当社取締役会は、具体的な大量買付行為の内容に関する情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるものとします。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとします。

(2) 大量買付行為の検討と判断のプロセス

当社取締役会は、上記取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉いたします。

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、以下に 掲げるような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・ 株主共同の利益を損なうものと判断いたします。

- ①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げ て高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。
- ②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な 知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やその グループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。
- ③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やその グループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される 場合。
- ④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、 その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当に よる株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断 される場合。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告します。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、下記(3)に定める対抗措置の取り扱いを最終決定いたします。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止めます。

(3) 本プランにおける対抗措置の取り扱い

①大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業 価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとします。

②大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守せず、買付行為を開始した場合、又は大量 買付ルールを逸脱した場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主 共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の 法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的 な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択し ます。

③大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業 価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような大量買付行為が開始された場合、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動します。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

3. 株主及び投資家の皆様に与える影響等

(1) 本プランの導入時において株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはありません。

(2) 対抗措置発動時に株主、投資家の皆様に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主、投資家の皆様に適時・適切な情報開示を行うと共に、大量買付者以外の株主、投資家の皆様に不利益を与えないよう十分に配慮いたします。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要があります。なお、新株予約権の無償割当てを行うことになった際には、新株予約権の割当て方法、行使の方法などの詳細を法令に基づき別途お知らせします。

4. 本プランの採用決定に至る経緯

本プランは、平成19年4月25日の当社取締役会において、平成19年6月22日開催予定の当社第113期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、採用することを決定しました。なお、社外監査役3名を含む4名の監査役全員から、本プランは妥当であるとの意見表明がありました。

5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成19年6月22日開催予定の当社第113期定時株主総会における株主の皆様の承認を条件として、当該定時株主総会終結時から平成20年6月30日までに開催される第114期定時株主総会終結の時までとします。但し、第114期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとします。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、 買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プラン を見直すことがあります。当社は、本プランが延長、廃止又は変更された場合には速や かに開示いたします。

Ⅳ. 上記Ⅲの取り組みが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主 共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものでは ないこと及びその理由

当社取締役会は、上記III.の取り組みは、前記 I.に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が行われた場合の対応方針、特別 委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後にのみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・ 株主共同の利益を損なうような不適切な大量買付行為が行われることを防止し、仮に 不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動する ことを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえます。

2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

前記 I. に記載のとおり、基本方針は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を 尊重することを前提としております。本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月 27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は 向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・ 向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)及び東京証券取 引所の適時開示規則に定められた買収防衛策導入時の尊重義務(開示の十分性、透明性、 流通市場への影響、株主の権利の尊重)に沿って設計され、当社株主の皆様が大量買付 行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を 受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は 適切な投資判断を行うことができますので、本プランが当社グループの企業価値・株主 共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考えます。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の皆様の承認を条件としており、当社株主 が望めば本プランの延長も廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・ 株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであることを原則としつつ、不適切な大量買付行為が行われることを防止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために大量買付ルールの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本プランは、不適切な大量買付

行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、 当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われます。当社取締役 会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得ると共に、当社経営陣から独立した外部の有識者と社外監査役から構成される特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしております。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれています。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らか であると考えております。

以上

別添1:当社の株式の状況(平成19年3月31日現在)

(1)発行可能株式総数 2,500,000,000株

(2)発行済株式の総数 1,110,699,887株(自己株式20,021,018株を含む。)

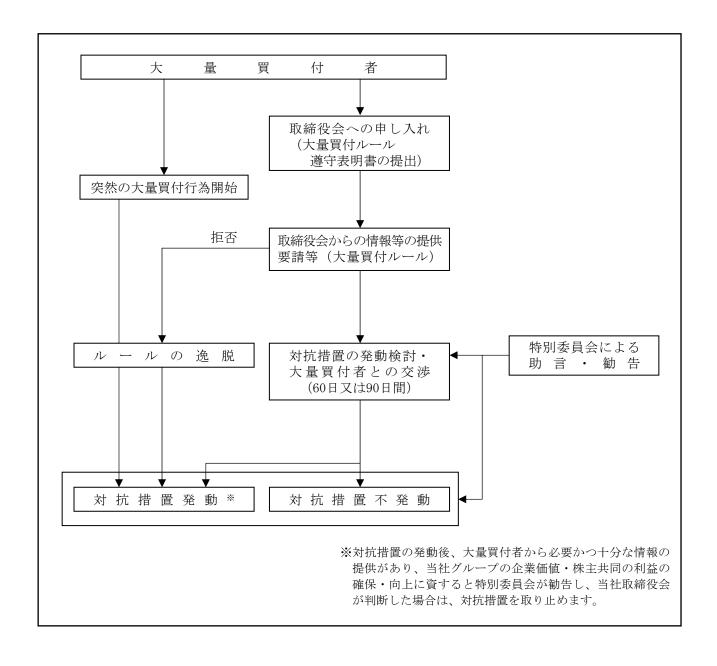
(3) 株主数 83,319名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
日本生命保険相互会社	54, 967	4. 95
明治安田生命保険相互会社	47, 359	4. 26
株式会社みずほコーポレート銀行	41, 910	3. 77
株式会社三菱東京UFJ銀行	41,678	3. 75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38, 127	3. 43
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	37, 974	3. 42
第一生命保険相互会社	30, 704	2. 76
三井住友海上火災保険株式会社	30, 658	2. 76
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	27, 210	2. 45
株式会社損害保険ジャパン	26, 870	2. 42

- (注) 1. 出資比率は、自己株式を含む発行済株式の総数に対する割合です。
 - 2. 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した当社株式が4,770千株あります。

別添2: 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン



別添3:特別委員会の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している外部の有識者 (経営、法律、会計等の研究者や弁護士等の専門家、民間企業の経営者等を想定して いるが、これに限らない)と社外監査役全員から構成されるものとする。なお、社外 有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結 するものとする。
- ・特別委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として当社取締役会が講じる対抗 措置の発動の可否及びその具体的な内容につき、本プランに基づき検討・審議を行い、 当社取締役会に対して助言又は勧告を行う。かかる助言・勧告にあたっては、特別委 員は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を 行うものとし、自己又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。当社 取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する最終決定を行うも のとする。なお、特別委員会は、当社の費用負担で、弁護士、ファイナンシャル・ア ドバイザー、公認会計士等外部専門家の助言を求めることができる。

以上